

国民年金についてのお知らせ

◆国民年金保険料は納付期限までに納めましょう！

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料は日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置すると・・・

未納のまま放置されると、強制手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合、延滞金が課せられるだけでなく、**納付義務のある方**※の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務のある方・・・被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主

◆国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますのでご相談ください。

平成28年度の免除等の受付…平成28年7月1日開始

(対象期間：平成28年7月分～平成29年6月分)

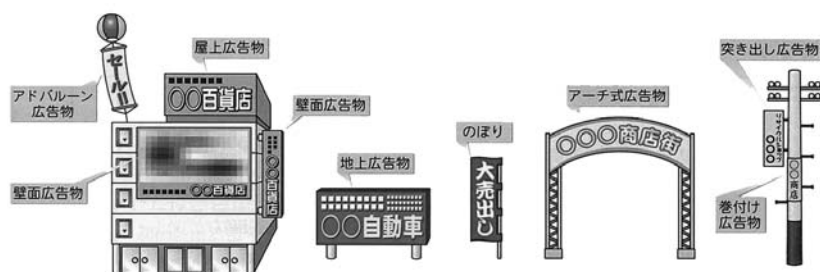
※申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前までになります。失業等で保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていたため未納期間がある方はご相談ください。

※注意※

保険料の納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

➡国民年金に関する相談・お問い合わせ
留萌年金事務所国民年金課 ☎ 0164-43-7212
福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004 (課直通)

看板を出すには許可が必要です ～ご存知ですか？屋外広告物のルール～



屋外広告物とは・・・？

次の要件をすべて満たしているものをいいます。

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、張り紙、はり札、広告塔、広告版、建物、その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの

屋外広告物の掲出には ルールがあります！

屋外広告物を掲出するためには、許可が必要です。また、屋外広告物を掲出する方には、適正に維持管理をする義務があります。

(※許可が不要な場合もあります。)

詳しくは、お問い合わせください。

➡屋外広告物に関するお問い合わせ
留萌振興局建設指導課主査(まちづくり)
☎ 0164-42-8452(直通)